

秋谷漁港船舶保管施設 使用者募集要項

※本募集要項に記載のない事項等については末尾の利用規約に従ってください。

令和 7年 6月1日 現在

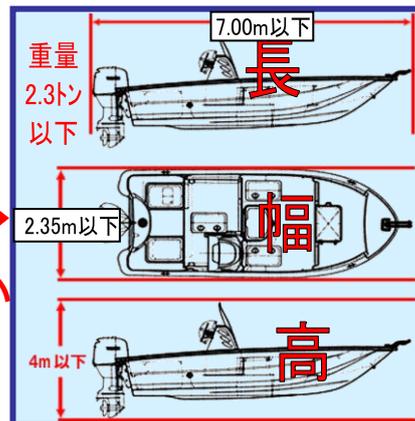
① 募集内容

1. 募集艇 陸置艇 動力付ボート
(全長7.00m以下・全幅2.35m以下
・高さ4m以下・重量2.3トン以下)

注1 船舶検査証書の用途欄が
「プレジャーモーターボート」
になっていること。

注2 艇全長・全幅・全高は、
船舶検査証書、船舶検査手帳等
に記載されている登録長等
ではなく、**船外機等の付属品
を含んで実測した艇の
全長・全幅等**をいいます。

実測例→
※ご注意ください



2. 募集期間 随時（満艇になり次第締め切ります）

② 使用許可申請資格

1. 応募艇の所有者又は購入予定者
2. 小型船舶操縦士免許（特殊を除く）を保有していること。（共有の場合は1名以上、法人の場合は代表者又は艇の管理責任者が保有していること）

③ 使用開始 使用許可申請書提出日の属する月の翌々月の初日以降

- ④ 受付・お問合せ先 船舶保管施設等指定管理者 **(株) 昭和**
施設事務所 240-0105横須賀市秋谷1丁目127番地先(秋谷漁港内) 電話・FAX 046-855-6113
本店：横須賀市日の出町三丁目17番地 電話046-828-5968 FAX046-828-5957

⑤ 使用許可申請の手続き

使用許可申請書・募集要項入手→使用許可申請→艇長等実測及び搬入→使用許可→使用料の振込

1. 使用許可申請書・募集要項入手
使用許可申請書・募集要項は、④の指定管理者【昭和】が配賦しています。郵送もいたします。
2. 使用許可申請
募集要項を良く読んでいただき、使用を希望される方は、船舶保管施設使用許可申請書及び添付書類を指定管理者（株）昭和まで提出してください。
募集は先着順ですので、使用許可申請書の收受日順（郵送の場合は、【昭和】に到達した日）とさせていただきますので、ご了承ください。 **※添付書類は、巻末の⑩を参照してください。**
3. 艇長等実測及び搬入
艇を秋谷漁港船舶保管施設に搬入する際、付属品を含んだ艇の「全長」「全幅」「高さ」を実測し、募集艇の規格に適合するかを確認をします。艇の大きさが募集艇の規格を越えている時は、**使用許可できませんので、十分にご注意ください。**
※ 指定管理者【昭和】と日程調整の上、使用許可申請書提出日の属する月の翌々月の初日以降に搬入してください。【例：申請書提出日が4月中の場合6月1日以降に搬入】
※ 日本小型船舶検査機構の検査を艇の搬入までに必ず受検してください。
※ 損害賠償責任保険に加入していない場合は、艇の搬入までに必ず加入してください。
4. 使用許可
保管施設の許可日は、使用許可申請書提出日の属する月の翌々月の初日以降となります。許可した場合は、「許可決定通知書」「船舶保管施設使用確認証(シール)」「使用料の納入通知書」を送付します。
5. 使用料の振込み
2023年度の使用料を、使用許可の日から1ヶ月以内に、指定された金融機関に納入してください。
2023年度現在の使用料は、1年間で¥251,400円（市内） ¥377,160円（市外）です。

⑥ 使用申請についての注意事項

1. 共有者名簿に記載されている方は、別の艇での使用許可申請者及び共有者になることはできません。
2. 使用許可申請者1人につき使用許可申請できるのは1艇に限ります。また、同一艇について異なる使用許可申請書による使用許可申請はできません。
3. 艇の共有者の人数は、最大5人までです。
4. 使用許可申請書提出後の内容変更はできません。また、許可申請書はお返しできません。
5. **次の場合は、使用許可申請又は使用許可が無効になりますのでご注意ください。**
 - イ. 使用許可申請書類に不備又は虚偽の記載があること、又は使用許可申請資格がないことが判明した場合。
 - ロ. 艇の「全長」「全幅」「高さ」「重量」が、募集した規格を越える場合。
 - ハ. 指定の期日（使用許可から3ヶ月を経過した日）までに艇の搬入を行わない場合。

⑦ 施設の使用料

施設の使用料（消費税込み）は、次の通りです。使用料の額を定めている「横須賀市漁港管理条例」の改正により、使用料を変更することがありますので、あらかじめご了承ください。

区 分	金額
保管施設使用料	市内年間251,400円（月額20,950円） / 市外年間377,160円（月額31,430円）
船舶昇降機使用料	1往復3,150円 ※使用時現金払い
駐車場使用料	1日630円 ※使用時現金払い

- ※ 保管施設使用料は、1年間分前払いか半年前払いか3ヶ月前払いしていただきます。尚、年度途中で許可した艇の使用料は月割となりますが、月額料金の支払開始月は、使用を許可した日の属する月からです。
- ※ 年間の使用料を、使用許可の日から1ヶ月以内に、指定の金融機関に納付していただきます。
- ※ 船舶昇降機使用料及び駐車場使用料は、利用するごとにお支払いいただきます。

⑧ 主な利用条件

1. 施設を利用できる方の範囲は、1艇につき登録した「使用許可申請者」「共有者」及びその同伴者とします。（法人の場合は、法人の使用許可を得た小型船舶操縦士免許を保有する方とその同伴者）
2. 許可の期間は令和6年3月31日まで（単年度許可）です。継続して利用する場合は、年度ごとに使用許可申請が必要です（今回の提出書類と同様の書類が必要です）。
3. 年間の休業日及び施設の利用時間は、原則として次の通りです。

休 業 日 ・ 毎週火曜日（祝祭日にあたる時は、翌日又は翌々日）
・ 年末年始（12月29日から1月3日）
※ 荒天で災害の危険が予測される場合は、船舶昇降機の運用を中止することがあります。
※ 船舶昇降機の法定点検により、同機の運用ができない場合は、事前にお知らせします。

利用時間 ・ 6月1日～9月30日 午前8時から午後6時まで
・ 上記以外の期間（10/1～5/31） 午前8時から午後5時まで
※ 利用時間の終わりは、船舶保管施設のある秋谷漁港から退出していただく時間ですので、その1時間前までに艇の入庫を終了してください。
4. 船台は利用者が各自で用意してください。大きさについては、艇を載せた状態で下記規格内に収まるサイズの物をご用意ください。尚、当施設のポートキャリアに合わせて船台を改良していただく場合があります。 ※規格サイズ（全長7.00m・全幅2.35m）
5. 施設の管理上必要がある場合は、使用を許可した区画を変更したり、一時的に艇を移動していただくことがあります。
6. 艇（船台を含む）の管理は、利用者の責任で行っていただきます。
7. この許可に係わる権利の譲渡はできません。また、転貸や担保に供することもできません。
8. 許可後、施設に搬入するまでの艇の変更は、認められません。
9. 許可後の艇の名義変更は、原則としてできません。また、共有者の追加はできません。
10. 営利を目的として施設を利用したり、施設で営業行為を行うことはできません。
11. 上記を含め、別途定める施設の利用に関する諸規定及び施設管理者の指示に従っていただきます。

⑨ 施設の概要

1. 所在地 〒240-0105 横須賀市秋谷1丁目127番地先（秋谷漁港内）
2. 収容可能数 58艇（陸置き）
3. その他附属施設 シャワールーム、トイレ、更衣室、倉庫、船舶昇降機1機、有料駐車場30台
4. 管理者 **船舶保管施設等指定管理者（株）昭和**

<施設の運営について>

- この施設は艇の置き場を基本とした施設で、一般的なマリーナ等の設備、サービスは整っていません。また、出入港、航行中の事故への対処は、利用者の責任で行ってください。
- 使用時間内の施設の巡回は行いますが、艇の防犯、荒天時の艇の安全等、艇及び船台の管理は利用者の責任で行ってください。
- 給電、給水、給油及び修理施設はありません。

⑩ 使用許可申請に必要な書類

使用許可申請の際に以下の書類を提出してください。

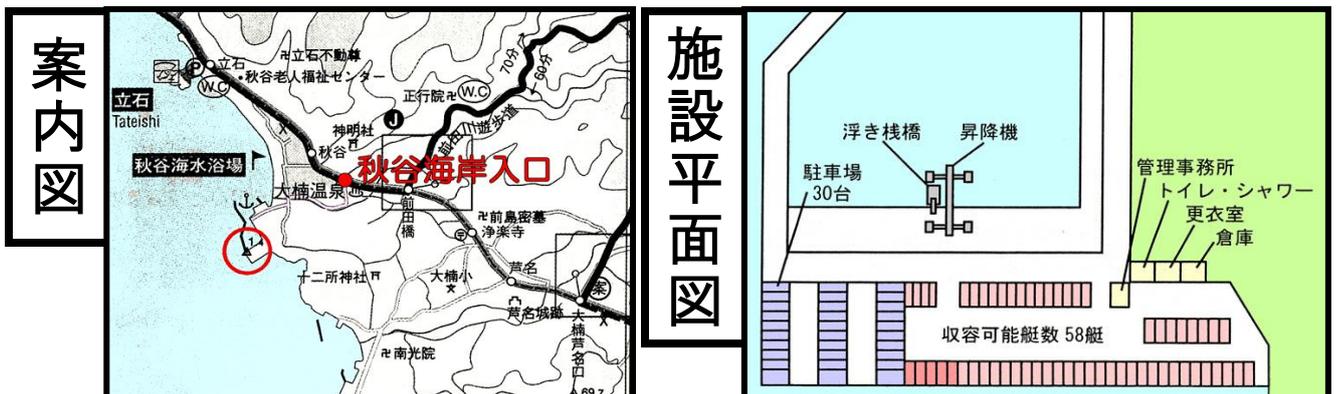
1. 使用許可申請書

この募集要項を良くお読みいただき、使用を希望される方は、「船舶保管施設使用許可申請書」に必要事項を記入してください。

※ 共有者名簿を含む・・艇を所有している場合に限る。

2. 添付書類

- ① 使用許可申請者の住民票記載事項証明書又は外国人登録済証明書
 - ・ 使用許可申請者及び共有者全員分（氏名、生年月日、住所が記載されていること、その他の事項の証明は不要です）。
 - ・ 法人の場合は、法人の登記簿謄本（又は履歴事項全部証明書）。
 - ・ いずれも応募前（使用許可申請書提出前）3ヶ月以内に交付を受けたものがが必要です。
- ② 小型船舶操縦免許証（海技免状）の写し
 - ・ 保有者分（使用許可申請者及び共有者のうち保有者全員分）
- ③ 船舶検査証の写し
 - ・ その艇が適法に航行できる者であることを確認します。
購入予定の場合は、艇の搬入までに検査を受け、提出していただきます。
- ④ 小型船舶登録事項通知書の写し
 - ・ 使用許可申請者とその艇の所有者であること等を確認します。
- ⑤ 損害賠償責任保険証書の写し
 - ・ 必ず加入してください。
- ⑥ 使用許可申請艇の側面全景写真
 - ・ 購入予定の場合は、購入する艇のカタログまたは図面。
- ⑦ 不開港場寄港特許通知書の写し（外国人所有の船舶に限ります）



横須賀市秋谷船舶保管施設利用規約

横須賀市船舶保管施設等（以下保管施設と称する）指定管理者：株式会社 昭和（以下甲と称する）と保管施設利用者：（以下乙と称する）とは、甲乙互いに次の規約を遵守する。

- 【第一条】 甲は、乙が後記の艇を下記所在の保管施設陸上に艇置し、甲所定の使用者募集要項に従うことにより、保管施設の利用を許諾するものとする。所在地〒240-0105横須賀市秋谷1丁目127番地先(秋谷漁港内)
- 【第二条】 本契約書の期間は、本契約締結時から最初に訪れる3月末日までとする。
- 【第三条】 契約期間が終了し、甲及び乙が互いに更新の確認をした場合には、第二条に定める契約終了日までに、乙は甲宛に船舶保管施設使用許可申請書及び甲の要求する添付書類を提出し、第二条に定める契約期間の翌日より一年間更新されるものとし、その後も同様の手続きを行うものとする。
- 【第四条】 艇置料金（保管施設使用料金）は横須賀市漁港管理条【例別表第二に定める、一艘につき市内在住者および市内在勤、在学者は月額20,950円（年間251,400円：消費税を含む金額）とし、市外者は月額31,430円（年間377,160円）とする。
- 【第五条】 乙が当該艇の全長、全幅、全高に変化が生じる改造を行う場合、事前に甲にその内容を通知し、甲が必要とする場合、改造後の当該艇の全長、全幅、全高の再計測を受けるものとする。
- 【第六条】 年間契約の途中の解約について、甲は乙が艇を搬出した翌月分から第二条に定める契約終了日までの艇置料金を払い戻すものとする。
- 【第七条】 乙が艇置する船を変更しようとする場合は、事前に甲にその内容を通知し、甲が必要とする書類を提出し、変更後の当該艇の全長、全幅、全高の計測を受けるものとする。変更後の艇が募集要項に定める艇の全長、全幅、全高の規格を超過する場合、当該変更後の艇を保管施設へ搬入することができない。
- 【第八条】 乙は自己の責任において艇を維持管理しなければならない。
- 【第九条】 甲は、乙の艇置中その盗難、滅失又は損傷について、また、地震、津波高潮、突風、台風の天災地変、第三者の行為による類焼、その他これらに類する不可抗力等についても、損害の責を負わないものとする。ただし、甲に損害賠償責任が生ずると認められる場合は、この限りではない。
- 【第十条】 乙又はその関係者の行為によって甲の設備、造作その他艇置中の他の艇に生じた損害を賠償する責を負う。
- 【第十一条】 保管施設内での甲以外の第三者とのトラブル、盗難、人身事故、物損事故において、甲は一切その責を負わない。
- 【第十二条】 乙の本契約に関する立場を、第三者に譲渡または転貸する事はできない。
- 【第十三条】 保管施設利用者間における艇及び備品の売買に関する行為はできない。
- 【第十四条】 甲は乙が艇置料金の支払いを3ヶ月以上遅延したとき、並びに、本契約及び甲所定の使用者募集要項の規定に違反したときは、本契約を催告なくして解除することができる。
- 【第十五条】 前十五条により本契約解除後も艇置料金の支払いなき場合は、甲により艇を処分し未納分を清算するものとする。また乙は、その間艇の使用及び持ち出しをすることができない。
- 【第十六条】 本契約に定めのない事項については、甲所定の使用者募集要項の内容に従い、甲乙間に協議するものとする。
- 【第十七条】 甲乙は、本契約に関する紛争が生じた場合、甲の住所地を管轄する裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに合意する。

以下余白